

平成 29 年 9 月

# 第 3 回稲城市議会定例会議案

( 9 月 1 日開会  
月 日閉会 )

氏 名

## 平成29年第3回稲城市議会定例会 議案目録

### <条 例>

第50号議案 稲城市市税条例の一部を改正する条例

### <決 算>

第51号議案 平成28年度東京都稲城市一般会計歳入歳出決算の認定について

第52号議案 平成28年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第53号議案 平成28年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第54号議案 平成28年度東京都稲城市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第55号議案 平成28年度東京都稲城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第56号議案 平成28年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第57号議案 平成28年度東京都稲城市病院事業会計決算の認定について

### <補正予算>

第58号議案 平成29年度東京都稲城市一般会計補正予算（第2号）

第59号議案 平成29年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第60号議案 平成29年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

第61号議案 平成29年度東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第1号）

### <そ の 他>

第62号議案 稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

第63号議案 稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

第64号議案 稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

第65号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について

第66号議案 稲城市教育委員会委員の任命について

第67号議案 稲城市教育委員会委員の任命について

<報 告>

第6号報告 健全化判断比率の報告について

第7号報告 資金不足比率の報告について

第8号報告 専決処分の報告について

第9号報告 平成28年度稲城市国民健康保険高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告

第10号報告 平成28年度稲城市介護保険高額介護サービス費等貸付基金の運用状況に関する報告

第11号報告 平成28年度稲城市後期高齢者医療高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告

第50号議案

稲城市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、稲城市市税条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

## 稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第61条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

付則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付則第10条の2第6項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第12項を次のように改める。

12 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

付則第16条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に、「には」を「において」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30

年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の

不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（付則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

## 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第5条第1項の改正規定及び次条の規定は、平成31年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第61条の2及び付則第10条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。次条第2項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）

の額について不足額があることを稲城市市税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係がある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（稲城市市税条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。  
（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例第61条の2及び付則第10条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。



第58号議案

平成 29 年 度  
東京都稲城市一般会計補正予算（第2号）

平成 29 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 2 号）

平成29年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 215,654千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,390,146千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年 9 月 1 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,338,726	1	4,338,727
	1 国庫負担金	4,084,756	1	4,084,757
16 都支出金		5,178,685	1	5,178,686
	1 都負担金	1,356,663	1	1,356,664
18 寄附金		3,270	2,000	5,270
	1 寄附金	3,270	2,000	5,270
20 繰越金		313,530	213,652	527,182
	1 繰越金	313,530	213,652	527,182
歳 入 合 計		32,174,492	215,654	32,390,146

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,138,845	58,250	3,197,095
	1 総務管理費	2,482,451	58,250	2,540,701
3 民生費		13,874,085	157,226	14,031,311
	1 社会福祉費	4,532,285	54,049	4,586,334
	2 児童福祉費	6,971,370	31,676	7,003,046
	3 生活保護費	2,338,272	71,501	2,409,773
4 衛生費		2,797,921	117	2,798,038
	1 保健衛生費	1,536,349	117	1,536,466
8 土木費		4,030,630	61	4,030,691
	4 都市計画費	2,419,312	61	2,419,373
歳出合計		32,174,492	215,654	32,390,146

## 第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平尾地区町界町名地番整理事業支援業務委託	平成29年度から 平成30年度まで	6,844



歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第15款 国庫支出金 (補正額 1 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国庫負担金	4,084,756	1	4,084,757		
	1 民生費国庫負担金	4,051,985	1	4,051,986		
					6 介護保険料軽減 強化負担金	1
	計	4,338,726	1	4,338,727		

第16款 都支出金 (補正額 1 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都負担金	1,356,663	1	1,356,664		
	1 民生費都負担金	1,355,538	1	1,355,539		
					6 介護保険料 軽減強化負担金	1
	計	5,178,685	1	5,178,686		

第18款 寄附金 (補正額 2,000 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	寄附金	3,270	2,000	5,270		
	3 民生費寄附金	0	2,000	2,000		
					1 心身障害者福祉 費寄附金	2,000
	計	3,270	2,000	5,270		



(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課) 介護保険料軽減強化負担金過年度分	1 1

第15款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課) 介護保険料軽減強化負担金過年度分	1 1

第16款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(障害福祉課) 障害者通所施設外出交流事業指定寄附金	2,000 2,000

第18款 寄 附 金

第 20 款 繰越金 (補正額 213,652 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	313,530	213,652	527,182		
	1 繰越金	313,530	213,652	527,182		
					1 繰越金	213,652
	計	313,530	213,652	527,182		

(単位：千円)

説 明	
(財政課) 繰越金	213,652 213,652

第20款 繰 越 金





第3款 民生費 (補正額 157,226 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	社会福祉費	4,532,285	54,049	4,586,334	1	1	0	2,000	52,047
	1 社会福祉総務費	329,434	9,823	339,257	0	0	0	0	9,823
					0	0	0	0	7,220
					0	0	0	0	2,603
	2 心身障害者福祉費	1,522,765	43,324	1,566,089	0	0	0	2,000	41,324
					0	0	0	0	41,324
					0	0	0	2,000	0
	3 老人福祉費	279,540	899	280,439	0	0	0	0	899
					0	0	0	0	76
					0	0	0	0	823

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
23償還金利子及び 割引料	9,823	<b>2 一般事務費（生活福祉課）</b>	<b>7,220</b>
		23償還金利子及び割引料	7,220
		平成28年度臨時福祉給付金等国庫補助金返還金	570
		平成28年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金	6,650
		<b>9 生活困窮者自立相談支援等事業（生活福祉課）</b>	<b>2,603</b>
		23償還金利子及び割引料	2,603
		平成28年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金返還金	2,603
19負担金補助及び 交付金	2,000	<b>1 心身障害者福祉関係事務事業（障害福祉課）</b>	<b>41,324</b>
23償還金利子及び 割引料	41,324	23償還金利子及び割引料	41,324
		平成28年度障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金	6,470
		平成28年度障害者医療費国庫負担金返還金	14,278
		平成28年度障害者自立支援給付費等都負担金返還金	3,235
		平成28年度療養介護医療費都負担金返還金	141
		平成28年度重度脳性麻痺者介護事業都補助金返還金	79
		平成28年度障害者施策推進区市町村包括補助事業都補助金返還金	10,018
		平成28年度更生医療費都負担金返還金	6,962
		平成28年度医療保健政策区市町村包括補助事業都補助金返還金	141
		<b>3 心身障害者団体等市補助事業（障害福祉課）</b>	<b>2,000</b>
		19負担金補助及び交付金	2,000
		障害者通所施設外出交流事業補助金	2,000
23償還金利子及び 割引料	899	<b>3 老人福祉施設整備・措置関係費（高齢福祉課）</b>	<b>76</b>
		23償還金利子及び割引料	76
		平成28年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金	76
		<b>8 介護予防・地域支え合い事業（高齢福祉課）</b>	<b>823</b>
		23償還金利子及び割引料	823

第3款 民 生 費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	( 3 老人福祉費 )								
	6 介護保険事業費	746,243	3	746,246	1	1	0	0	1
					1	1	0	0	1
2	児 童 福 祉 費	6,971,370	31,676	7,003,046	0	0	0	0	31,676
	2 児童処遇費	5,732,228	31,317	5,763,545	0	0	0	0	31,317
					0	0	0	0	31,281
					0	0	0	0	36
	5 学童クラブ費	220,622	359	220,981	0	0	0	0	359
					0	0	0	0	359



(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		平成28年度高齢社会対策区市町村包括補助事業都補助金返還金	812
		平成28年度介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業費都補助金返還金	11
28繰出金	3	<b>2 介護保険特別会計繰出金 (高齢福祉課)</b>	<b>3</b>
		28繰出金	3
		介護保険料軽減強化繰出金	3
23償還金利子及び割引料	31,317	<b>4 保育所等運営委託・補助事業 (子育て支援課)</b>	<b>31,281</b>
		23償還金利子及び割引料	31,281
		平成28年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金	11,783
		平成28年度子どものための教育・保育給付費都負担金返還金	8,424
		平成28年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金	664
		平成28年度子供・子育て支援交付金都補助金返還金	986
		平成28年度子供家庭支援区市町村包括補助事業都補助金返還金	2,275
		平成28年度東京都認証保育所運営費等補助金返還金	6,498
		平成28年度保育士等キャリアアップ都補助金返還金	196
		平成28年度東京都認可外保育施設利用支援事業補助金返還金	450
		平成28年度幼稚園型一時預かり事業運営費等都補助金返還金	5
		<b>7 母子父子関係事業 (子育て支援課)</b>	<b>36</b>
		23償還金利子及び割引料	36
		平成28年度入院助産保護費都負担金返還金	36
23償還金利子及び割引料	359	<b>1 学童クラブ運営事業 (児童青少年課)</b>	<b>359</b>
		23償還金利子及び割引料	359
		平成28年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金	144
		平成28年度都型学童クラブ運営事業都補助金返還金	66
		平成28年度子供・子育て支援交付金都補助金返還金	144

第3款 民 生 費



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		平成28年度子供家庭支援区市町村包括補助事業都補助金返還金 5
23 償還金利子及び割引料	71,501	<b>2 生活保護関係費（生活福祉課） 71,501</b>
		<b>23償還金利子及び割引料 71,501</b>
		平成28年度生活保護費等国庫負担金返還金 61,625
		平成28年度生活保護費都負担金返還金 8,721
		平成28年度中国残留邦人等援護事務国庫委託金返還金 45
		平成28年度生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金返還金 1,110

第3款 民 生 費



(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
23 償還金利息及び 割引料	117	4 健康づくり推進事業（健康課）	117
		23償還金利息及び割引料	117
		平成28年度医療保健政策区市町村包括補助事業都補助金 返還金	117

第 8 款 土 木 費 (補正額 61 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
4	都 市 計 画 費	2,419,312	61	2,419,373	0	0	0	0	61
	2 土地区画整理費	1,523,295	61	1,523,356	0	0	0	0	61
					0	0	0	0	61
計		4,030,630	61	4,030,691	0	0	0	0	61



債務負担行為で翌年度以降にわたるも  
又は支出額の見込み及び当該年度以降

(追加)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
			期 間	金 額
平尾地区町界町名地番整理事業支援業務委託	都市計画課	6,844		



の につ い て の 前 年 度 末 ま で の 支 出 額  
 の 支 出 予 定 額 等 に 関 す る 調 書 の 追 加

(単位 千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国・都支出金	地 方 債	そ の 他	
平成29年度から 平成30年度まで	6,844				6,844

第59号議案

平成 29 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成 29 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成29年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,175千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,100,707千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年 9 月 1 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰越金		5,001	10,175	15,176
	1 繰越金	5,001	10,175	15,176
歳 入 合 計		9,090,532	10,175	9,100,707

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 諸支出金		10,001	10,175	20,176
	1 償還金及び還付加算金	10,001	10,175	20,176
歳 出 合 計		9,090,532	10,175	9,100,707



歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 11 款 繰 越 金 (補正額 10,175 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰 越 金	5,001	10,175	15,176		
	2 その他繰越金	5,000	10,175	15,175		
					1 その他繰越金	10,175
	計	5,001	10,175	15,176		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 前年度繰越金	10,175 10,175

第11款 繰 越 金



歳 出

第 11 款 諸 支 出 金 (補正額 10,175 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
項	目				特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	10,001	10,175	20,176	0	0	0	0	10,175
	2 償 還 金	1	10,175	10,176	0	0	0	0	10,175
					0	0	0	0	10,175
計		10,001	10,175	20,176	0	0	0	0	10,175

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
23 償還金利子及び割引料	10,175	1 償還金（保険年金課） <span style="float: right;">10,175</span> 23償還金利子及び割引料 <span style="float: right;">10,175</span> 償還金 <span style="float: right;">10,175</span>

第11款 諸 支 出 金

第60号議案

平成 29 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成 29 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成29年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 61千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,826,684千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年 9 月 1 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		1,523,295	61	1,523,356
	1 他会計繰入金	1,523,295	61	1,523,356
歳入合計		1,826,623	61	1,826,684

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸支出金		0	61	61
	1 償還金及び還付加算金	0	61	61
歳出合計		1,826,623	61	1,826,684



歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第4款 繰入金 (補正額 61千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他会計繰入金	1,523,295	61	1,523,356		
	1 一般会計繰入金	1,523,295	61	1,523,356		
					1 一般会計繰入金	61
	計	1,523,295	61	1,523,356		



(単位：千円)

説 明	
(区画整理課) 一般会計繰入金	61 61

第4款 繰 入 金

# 歳 出

第 5 款 諸 支 出 金 (補正額 61 千円)

科 目 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 償還金及び還付加算金		0	61	61	0	0	0	0	61
1 償 還 金		0	61	61	0	0	0	0	61
					0	0	0	0	61
計		0	61	61	0	0	0	0	61



第61号議案

平成 29 年 度

東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年 度

東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成29年度東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 287,544千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,330,319千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年 9 月 1 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 支払基金交付金		1,355,536	11,335	1,366,871
	1 支払基金交付金	1,355,536	11,335	1,366,871
7 繰入金		867,851	3	867,854
	1 一般会計繰入金	701,917	3	701,920
8 繰越金		1,000	276,206	277,206
	1 繰越金	1,000	276,206	277,206
歳 入 合 計		5,042,775	287,544	5,330,319

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		365	135,224	135,589
	1 基金積立金	365	135,224	135,589
6 諸支出金		2,224	152,320	154,544
	1 償還金及び還付加算金	2,224	152,320	154,544
歳 出 合 計		5,042,775	287,544	5,330,319



歲入歲出預算事項別明細書



歳 入

第 4 款 支払基金交付金 (補正額 11,335 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	支払基金交付金	1,355,536	11,335	1,366,871		
	1 介護給付費交付金	1,276,053	11,335	1,287,388		
					2 過年度分	11,335
	計	1,355,536	11,335	1,366,871		

第 7 款 繰入金 (補正額 3 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	一般会計繰入金	701,917	3	701,920		
	4 その他一般会計繰入金	70,295	3	70,298		
					2 介護保険料軽減強化負担金繰入金	3
	計	867,851	3	867,854		

第 8 款 繰越金 (補正額 276,206 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	1,000	276,206	277,206		
	1 繰越金	1,000	276,206	277,206		
					1 繰越金	276,206
	計	1,000	276,206	277,206		

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課)	11,335
平成28年度介護給付費交付金精算分	11,335

第4款 支 払 基 金 交 付 金

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課)	3
平成28年度介護保険料軽減強化負担金繰入金精算分	3

第7款 繰 入 金

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課)	276,206
前年度繰越金	276,206

第8款 繰 越 金









第62号議案

稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

上記の議案を提出する。

平成29年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市固定資産評価審査委員会委員 稲葉 勝巳 の任期が平成29年10月4日付  
けで満了することに伴い、後任者を選任する必要があるため、地方税法（昭和25年  
法律第226号）第423条第3項の規定により、本案を提出する。

稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を稲城市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

氏名	住所	生年月日
稲葉 勝巳	北海道札幌市北区北13条西2丁目 2番25-1104号	昭和34年6月18日



第63号議案

稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

上記の議案を提出する。

平成29年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市固定資産評価審査委員会委員 岩藤 真実 の任期が平成29年10月4日付  
けで満了することに伴い、後任者を選任する必要があるため、地方税法（昭和25年  
法律第226号）第423条第3項の規定により、本案を提出する。

稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を稲城市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
岩藤 真実	稲城市東長沼1726番地の19	昭和35年12月9日

第64号議案

稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

上記の議案を提出する。

平成29年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市固定資産評価審査委員会委員 草川 健 の任期が平成29年10月4日付けで満了することに伴い、後任者を選任する必要があるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、本案を提出する。

稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を稲城市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

氏名	住所	生年月日
草川 健	稲城市向陽台3丁目26番地の12	昭和24年4月29日

第65号議案

人権擁護委員の候補者の推薦について

上記の議案を提出する。

平成29年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

人権擁護委員 岸田 博三 の任期が平成29年12月31日付けで満了することに伴い、後任の候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本案を提出する。

## 人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏名	住所	生年月日
岸田 博三	稲城市向陽台4丁目2番地 みはらしの家C-404号	昭和23年3月19日

第66号議案

稲城市教育委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

平成29年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市教育委員会委員 小野 好江 の任期が平成29年9月30日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、本案を提出する。

## 稲城市教育委員会委員の任命について

次の者を稲城市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
小野 好江	稲城市押立805番地の7	昭和15年8月28日



第67号議案

稲城市教育委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

平成29年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市教育委員会委員 保坂 律子 の任期が平成29年9月30日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、本案を提出する。

## 稲城市教育委員会委員の任命について

次の者を稲城市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名	住所	生年月日
澁谷 香織	神奈川県川崎市麻生区はるひ野2丁目35番2号	昭和32年8月26日